

## 佐伯啓思著 『「市民」とは誰か』から考える

先日『朝日新聞』（四月十八日—二十一日朝刊）に「住民投票と代議制」と題するシリーズ記事が掲載され、元逗子市長の富野暉一郎氏や、徳島「吉野川可動堰」の小池正勝市長、村上稔市議などが昨今の住民投票に見られる住民自治の在り方について、それが「物事を自分たちで決めたいという原理的な欲求」（富野氏）とか「開かれた公共性」の萌芽（村上氏）であるなど、概ね好意的な意見が述べられていた。

一方、社会学者で京都大学教授の佐伯啓思氏は、住民投票に見られる「過度な」（＝直接民主主義的な）運動は、民主国家の基本である代議制（＝間接民主主義的な）を損なう恐れがあると指摘している。

こういった両者の意見の隔たりには、どのような思想的根拠があるのだろうか。佐伯氏の意見を聞こう。「大衆は世界情勢や外交など大きな問題について考える時間的余裕も判断する準備もなく、情緒的になりがちだ。これに対し、代議制は政治家が官僚と協力しつつ、国家的かつ世界的視野を持つて判断するのがよい」。つまり「市民」は私益に傾いてしまうので、政治のことはもっと公の代議士に「お任せしろ」ということになる。

私としては、このような意見を対比的に論じること（つまり直接民主主義か間接民主主義かの是非）自体に意味があるとは思わない。もちろんある種の憤りを憶えるが、ただ「市民」対「支配者」（＝政府・官僚）の

対立という図式で社会の構成を問題にすることにはいささか無理を感じている。

その「無理さ」というのは、「V S ○○」みたいな「左翼」主義的発想ということにもなるのだが、そういう事も含めて佐伯氏に代表されるような「保守派」と呼称される人々の発想と対質していくことの中で、「資本家—労働者」プロパーを超えた「開かれた民衆的公共圏」の具体化・現実化について考えてみたいと思うのだ。

## 「市民」概念の曖昧さ

佐伯（以下敬称は省略する）はその著書『「市民」とは誰か』（PHP新書）のなかで、「市民」という言葉が持つている意味作用に強い違和感があると述べている。社会問題を巡って、例えば薬害エイズ訴訟問題や、先述した地方自治体の住民投票の際に「市民」という概念が多く用いられ、あたかも言葉だけが「独り歩き」してしまった、というのだ。

彼はカレル・ヴァン・ウォルフレン著『人間を幸福にしない日本というシステム』や、坂本義和の『相対化の時代』に言及しながら、より実践的には民主党のスローガンに示されている「市民が主役」といった風潮が「官僚権力 V S 市民的民主主義」という図式の成立によって形作られた経緯を詳らかに論じている。

「わが国において「市民」という言葉は、一般の人々を指す日常語としての意味を超えて、なにか独特的のニュアンスを含んでいる。」（『「市民」とは誰か』（PHP新書） P31、以下）とわりの無い限り引用は同書より）という佐

伯は、その特徴を次のように述べている。

「私的な」関心から出発した個人が、ある種の問題を巡って横断的な関心の共通性をもち、「横の連帯」ができる。そしてこの「連帯」は決して党派的なものではないが、通常国家や政府に対しても批判的な姿勢をとる。つまり「反権力的であり、反国家主義的である。」(P32) というわけだ。

しかし「市民」先進国の欧米においては、「市民」が実体として存在している（つまり政治意識が高い）のに比べて、わが日本においては、人々の政治的意識が低く、伝統的な「お上—庶民」図式（＝権威主義）の影響で「市民」意識が未成熟なのだそうだ。これは、言い換えると日本における民主主義や人権思想、個人的自由といった観念の未成熟さをも示しているので、欧米の「進んだ市民社会」に比べて、日本のそれは「遅れた」社会構造を有しているということになる。

確かに佐伯の言うように、「個のネットワーク」として市民をとらえれば、政府・官僚という上部組織に帰属（ないし反発）する関係として受動的な位置しか与えられなくなってしまう。だから政策提案型の市民運動は育ち得ないと言われば、それはそれで正論だろう。その意味でウォルフレンなどがいう「アドミニストレーター」（管理者というほどの意味）と「市民」を分離し、「市民であるということは、国を管理する者の動機を疑う」という構図を作ってしまうことには無理があるといえる。

また佐伯は坂本や民主党・鳩山の提起する「地球的市民」という語彙にも苦言を呈しているのだが、これは紛争の頻発するリアルな国際情勢をとらえて、坂本が「国家や武装集団が市民を大量殺戮し、子ども、女性、老人などの弱者を餓死させていたる時に、世界の市民と国家は、何をなすべきなのか。」（坂本義和著『相対化の時代』岩波新書 P133）という提起であるという事に、本質的に無自覚であるといえる。しかし始めから倫理的断罪になってしまふのもおこがましいので、ここでは保守系社会学者としての宿命故か、敢えて問題にしないでおき

たい。

それはともかく、かつての「ベ平連」に代表される戦後民主主義の流れのなかで、市民運動の潮流というものが、具体的にアメリカ帝国主義のベトナム侵略に抗する勢力になりえたというのは紛れも無い事実である。佐伯の言うように「(テレビなどで)遠くベトナムの悲惨に思いが至れば、それで、われわれは十分に、われわれの「日常の利益」を離れて、りっぱに、政治的活動に参加していることになる」(P45)などと私は決して思わない。

しかしそういった高揚した運動を牽引するはずの運動主体のなかに「市民であるということは、国を管理する者の動機を疑う」という発想が存在しなかつたのかを問い合わせ返さなければならないだろう。佐伯は松下圭一の『市民』の人間型の現代的 possibilityという論文を引き合いに出しながら、自称・他称「左翼」知識人が近代的市民像＝プロレタリアートという構図を作り出してしまったことを問題にする。

「市民的人間型としての自発性は、労働者階級の主体的エートスとして形成されるであろう」(P55)という松下の言葉には、社会主義が究極の「市民社会」であるという意味が込められているというのである。もちろん六〇年代という時代的な要請もあるので一概に論じることもできないのだが、「プロレタリア独裁による社会主義こそが最終的な「市民社会」の実現であり、ここに「国家に対する社会、権力に対する自由の勝利という啓蒙哲学の『市民社会』の理論図式が復活する」(引用は松下)」(P57)という発想において、まさに普遍的人間型としてのプロレタリアートが定式化されることになる。

ここではいわゆるマルクス主義の歴史観(つまりプロレタリアートの歴史生成過程)と呼ばれる所のものが問題となる。

マルクスはいわゆる『ドイツイデオロギー』の中で所有の形態の歴史について、次の三つの形態をつうじて次第に階級対立が浮き彫りにされていくことを明らかにしている。第一形態は部族所有であり、「家族内に生じた

自然発生的分業をさらに延長した程度」のもので、生産力が未発達であることに規定される。血縁同士の結合が基軸で、それ以外の人間に対する隸属関係が奴隸制として現れる。

続いて第二形態は古代の共同体所有および国家所有という規定である。いくつかの部族が都市に結びつけられ、共同体所有とならんと動産の私的所有の発達と集中そして他方でのこれにともなう平民的小農民のプロレタリアートへの転化が徐々に起こつてくる。

そして第三形態として封建的および身分的所有。中世の農村から出発し、農奴的小農民との位階制（階級対立）を孕んで発達した。他方都市においてはギルドの発生にともなう農村同様の位階制が発生する。このあとマルクスは第四の形態としてのブルジョア的所有形態についてあきらかにするのだが、それはイギリスの純粹資本主義としての『資本論』の中でその成立を考察している。（恥かしながら十年前の学習ノートより引用）

一見して明らかなように、マルクスは人類の歴史を単線的な進歩の道筋として描いている。古代の共同体を自然派生的な物とみなし、その解体と能動的な労働によって作り変えていく営為を歴史の駆動軸と見る発想は、例えば大塚久雄にあっては「近代の資本主義は、外部からこの共同体を打ち破る、そうして、ここに共同体から解放された自由な個人のつながりをつくりだす」（P83）といった発想を容易に生み出すのである。

佐伯も述べているように「歴史とは、常に解釈された歴史である。事実の集まりがただ歴史を構成するわけではない。」（P91）イギリスにおける数々の「市民革命」も、フランス革命にしても、それまでの中世の絶対王政を打ち破った「市民」の勝利というような単純な歴史観を見直す作業が現在始まっている。

少なくとも、革命史観や単線発展史観のような単純化に陥るのではなく、ひとつの予断をもつて歴史を解釈することの不可避性と、そうであるが故の相対化の視点は養わなければならないだろう。そこで「市民」の概念規定が問題となるのだ。

## 「市民」と「愛国心」？

「実際、古代社会→封建社会→近代社会などという公式的な図式を外してみると、われわれがヨーロッパ社会にみいだすものは、過去からの遺産、歴史的なものの堆積だといった方がよさそうである。」(P96) と佐伯は近代「市民」主義の先進国であるはずのヨーロッパが、古代からの歴史的遺産を引き継ぎついでいることを強調している。

そして佐伯は、古いものと新しいものの同居する、このような欧米の「市民」概念の起源を古代ギリシャのポリスにまで遡って論じている。

紀元前六世紀から四世紀にかけて完成されたポリスにあっては、その成員の共同防衛体としての位置をもつていたとされる。「ポリスのもつとも基本的な点は、祖国の共同防衛という点にあつた。」(P105) これは市民の義務であり、誇りの源泉であったというのだ。

関西学院大学の岡本仁宏教授によれば、古代ギリシャ都市国家において、アリストテレスは、国としてのポリスを定義するにあたって、国民を「裁判と役とに与ること」のできる、つまり国家統治の役につくことのできる成員資格を持つ人々として定義したのだという。この国民とは都市国家の正式成員であるという意味合いにおいて、ローマという都市国家の支配としてのローマ帝国の法制に引き継がれていくのである。つまり *civitas* (＝「市民」) の成員としての観念は、都市国家の歴史を負っている、政治的権利を持つ（統治に携わる）国民のことであるとされる。(関西学院大学HP <http://chu-shiba.kawansei.ac.jp>)

例えばアテネにおいてはデーモスと呼ばれる地域共同体に帰属し、そのデーモスによって市民資格を取得しなければならなかつた。さらにフラトリアと呼ばれる一種の氏族集団の一員であることも課せられていた訳で、かなり厳格な身分制度が敷かれていたといえる。このよつうな排他的・特權的であるがゆえに権利と義務の統一がなされ、共同体意識が高まつていつたのである。

ここで佐伯は、アテネの將軍ペリクレスがペロポネソス戦争の戦没者のために、追悼のためにおこなつた演説をとりあげている。

「祖国のために戦つた武勇こそ人の短所を償うのは当然である。つまり善は惡を消して公に資し、個人の害は影響を持たないからだ。この人々は一人として、持てる富の快樂に惹かれてひるんだり、貧しきを逃れて富む日の希みに死をためらつたりした者ではない。…」(P111)

なんとなく佐伯の意図が見えてきたと思うが、公と個を分離しない共同利益の受益者として「市民」を位置付ける佐伯にあつては、このペリクレスの訓辞に涙なくしてはいられないことだろう。続く章をわざわざ『「祖国のために死ぬ』ということ』としているのだから。

詰まるところ佐伯にあつては、ポリスという政治・軍事・生活共同体を規範にしながら、責任ある主体として「市民」を描き出し、本来規模も構成基盤も異質な、「國家」という名の共同幻想に、その構造だけをビルトインさせようとしているのだといえる。

ゆえに反対ばかりで責任のない「市民」ならぬ「私民」の行為には我慢ならないのであろう。新潟の巻町や沖縄の名護で示された住民自治の要求に対し「わが国の民主主義が、現在、ますます衆愚化しているのではないか」という印象」(P176) を抱いてしまうのだ。

## 個と公の遠近法

小林よしのりなどがキャンペーンする「南京大虐殺」は無かった。などという戦後史の再評価が論壇を賑わせているが、過去の侵略戦争を美化してしまって、このような歴史観は底辺で佐伯の「衆愚化する民主主義」とつながっているものだ。

いわゆる「新自由史観」を標榜する識者に共通することは、私的な価値判断と「公」のそれとを対立させ、後者に前者を従わせようとする発想ということになるが、それが一定の支持と共感をもって受け止められている背景にも目を向けなければならない。

『戦争論』という冊子は、小林の連載『新・ゴーマニズム宣言』(『SAP-10』小学館)での特集であり、過去の日本帝国主義によるアジア侵略を相対化する視点で描かれた偏向的漫画冊子であると論断することはいとも容易い。しかし、小林が述べている「権利はいくらでも主張するが、義務は納税くらいしか負わない。日本の個人主義者は国家が嫌いである。」などと言われると、やはり何となく頷いてしまうのは、現在のニヒリズム的な状況に対する、ただ単にアンチテーゼだけではない説得力をもちうるものである。それが世代を超えて若者の支持を得ている根拠にもなっているのであるが、ある意味では短絡した国家主義へと収斂していく危険性を孕んでいるともいえる。

この冊子は全二十二章から成っていて、特に二十章の「個と公」あたりが主張の核心になる。ここで小林は普遍的な「公共性」なるものを引き合いに出し、それを「国」のためにと言い換えることによって、個の確立へ

とむかう風潮を否定する。「我々の持つ公共心がどのくらいの範囲まで通用するべきと考えているかと言えば、やっぱり日本国内だろう。「公」とは「国」のことなのだ」（小林よしのり著『新ゴーマニズム宣言 戦争論』幻冬舎 P345）

つまり個々人の「個性」は公共性のなかにあっての個性であり、ゆえに個と公は対立させるものではない。「公が個を支えている。」という短絡された主張になる。因みに、この主張は次の章で「大東亜戦争こそが日本人の民族性をかけた闘いだった」（同 P364）という公国（＝皇国）史觀へとつながっていく。

だから「南京大虐殺」があつたのか無かつたのか、などという事実認定の話になつてしまつては、小林の思つぽである。そもそも寄つて立つ価値観が違うという前提に立つて批判していくなければならないのはいうまでもない。その意味では、『戦争論・妄想論』での宮台真司や姜尚中の批判が的を射ている。

宮台によれば、国家が「公（パブリック）」であると、仮に仮定しても、小林の主張には、「公」と「公共性」の意味の取り違えがあるのである。そもそもの語源から言って、ブルジョア市民社会的な公とは、各共同体間を調停するものとしてのセツルメントな統合であり、極めて日本の「共同体のメンバーはその共同体を愛せ」などというロジックは通用しないのである。

先の佐伯が論拠にしていたポリスにおける論議で言えば、ポリスにおける政治共同体が非常に狭い範囲の、いわば顔の見える面識圏内の共同体であるのに比して、社会思想史上十八～十九世紀にかけて成立した市民社会はそれまでの「ソキエタス・キウイリス」（政治的市民社会）から、「ビュルガーリツヘ・ゲゼルシャフト」（経済的市民社会）へと置き換わるのである。（教育史料出版会編『戦争論 妄想論』P19）

また姜は、小林が「排他的アイデンティティー」としての「日本人やめますか、それとも国のために死ねますか」という二者択一の選択を迫つてることを受けて、戦後の日本の民主主義が、「切り落としてきた」いろいろ

ろな位相での歴史の体験を見つめなおすべきだと主張する。そしてそういった「種的同一性」を求める日本人観の払拭を提言しているのだ。（同 P71）

佐伯の言う歴史の相対化の思想や、『戦争論』が提起している問題は、ある側面だけ採つてみれば「個的な私利私欲を捨て公共性に生きる」というメッセージを含んでいる。阪神大震災や日本海での重油流出事故の際に、各地から駆けつけたボランティアの存在は、その希望である。そして「サヨク」の組織された活動は、やはり限界性があることも事実であろう。問題なのは、公共性というものの各私性というか、自主性・主体性といふことになる。小林の言葉でいえば「権利と義務の結合」としての能動性とでも形容できるかも知れない。

戦争に巻き込まれたくない、とか、自分の生活を守りたいというような利己の意識にも、「公共善としての國家の為に死ぬ」というアナクロな感性にも与しない、社会の在り方を考えいくために、今何が求められているのか。坂本義和などが提起する「地球市民」というのは、少なくとも観念や理念の中にではなく、現実の社会的実践のなかにこそある、というのが私の信条であるが、みんなはどう考えるだろうか。

（2000.5）